

《参考》 総会における解散の決議から清算終了までのフロー

NPO法人

法人の解散等の登記手続きの窓口は仙台法務局となります。
理事の登記状況をご確認のうえ、事前に仙台法務局に法人の解散及び清算人の登記
手続きについてご相談ください。

仙台法務局 法人登記部門 仙台市青葉区春日町7番25号 仙台第3法務総合庁舎4階
(電話) 022-225-5748

①社員総会において解散を
決議する

②法務局において解散及び
清算人の登記を行う

解散した旨の届出
※解散届出書
(様式第10号)

(届出先) 仙台市

③主たる事務所の所在地を
管轄する地方裁判所の監督
により、清算業務を行う

※清算人(一般に理事が就任する)は、法人
格を消滅させるため、以下の業務を行うことと
なります。

- ①現務の終了
- ②債権の取立て・弁済を行う
- ③債権の申し出の公告と催告を、官報に掲載
する。
- ④公告と催告により判明した債務の分配を完
了する
- ⑤残余財産がある場合、定款の定めに基づき
財産の引渡しを行う

清算人就任の日から遅滞なく、解
散公告を官報に掲載する必要があります。

期間内に債権の申し出をすべき
旨の催告をしますが、その期間は
2 か月を下回ることはできません。

※官報掲載には費用がかかります。

収益事業を行っていた場合は、清算財
産に対して、法人税、法人県民税・市
民税等が賦課されることもあります
ので、申告納付が必要となる場合があ
ります。
個別に税担当部署にご確認願います。

④法務局において清算結了
した旨の登記を行う

清算が結了した旨
の届出
※清算結了届出書
(様式第13号)

(届出先) 仙台市

法人格の消滅